

第6号様式別表12記載の手引

欄 等	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 用途等	(1) この明細書は、法第72条の23第1項若しくは第4項又は政令第21条第2項の規定によりその例によるものとされる法人税法第57条第2項から第4項まで又は第58条第2項の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表9に併せて提出してください。 (2) 法人税法第57条第2項に規定する合併等事業年度又は同法第58条第2項に規定する合併等事業年度にあつては、被合併法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の属する事業年度の確定申告書に添付された第6号様式別表9の写しを添付してください。 (3) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の計算の別を明らかにして記載してください。	
2 「欠損金額等の区分」の欄	欠損金額等又は災害損失金の発生した事業年度における欠損金額等の区分に応じ、いずれかに○印を付して記載します。	
3 「共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれかに該当する場合」の欄	法人税法第57条第3項に規定する政令で定める適格合併に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合又は同条第4項に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合に記載します。	法人税法第58条第1項に規定する災害損失欠損金額については、記載を要しません。
4 「共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しない場合」の各欄	法人税法第57条第3項に規定する政令で定める適格合併に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合若しくは同条第4項に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合に記載します。	法人税法第58条第1項に規定する災害損失欠損金額については、記載を要しません。
5 「支配関係事業年度以後の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細」の各欄	法第72条の23第1項若しくは第4項又は政令第21条第2項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含みます。）若しくは法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第106号）第1条の規定による改正前の法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含みます。）に掲げる金額を計算する場合に記載します。この場合において、⑨の欄及び⑩の欄に記載した金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。	